

## 女性デジタル人材育成業務委託仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、デジタル人材育成事業者等が持つ知識及び経験を活用して、主に求職中の市内女性を対象に、専門講師によるプログラムを開催し、就労に資するデジタルスキルを身に付けることにより、市内企業等への就労の実現を通じた女性の活躍促進及び働き方の多様化を図ることを目的とする。

### 2 履行期間

契約締結の日から2027年（令和9年）3月16日（火）まで

### 3 履行場所

福山市内（ただし、オンライン対応可）

※オンラインで対応する場合は、発注者及び受注者双方協議のうえ、決定する。

### 4 事業概要

(1) 事業名 女性デジタル人材育成業務

(2) 内容

主に求職中の女性を対象に、パソコンを使用したデジタルスキル習得（資格取得を含む）に関連する講座を一定期間実施し、その後の市内企業とのマッチング等まで伴走支援を行う。

(3) 対象者

市内在住の主に求職中の女性（※正規社員で働いている人は除く）

※受講者は最大15人

(4) 講座の実施回数

※事前説明会を含めた実施回数について、提案事項とする。

(5) 実施時期

履行期間内

(6) 実施形式

対面形式及びオンライン形式

※対面形式で行う場合は、受講者の事情に応じてオンラインを併用して受講できる体制をとること。

### 5 業務委託の内容

(1) プログラムの企画・運営

ア カリキュラムの策定

パソコンを使用した実技訓練に加え、安定した就労に直結するデジタルスキルの習得（資格取得支援を含む）が可能なプログラムを企画すること。

イ 事前説明会の実施

受講者募集開始後（7月下旬～8月上旬予定）、応募者を対象とした事業の趣旨を理解できるよう事前にプログラム等の全体説明会を開催すること。

なお、説明会の手法について、原則、対面形式とするが、個々の事情等に応じて、参加しやすいようオンラインを併用して参加できる体制をとること。

ウ 受講者の選定

受講希望者が定員を上回る場合は、発注者の意向を確認しながら、面接等により、受講者の選定を行うこと。

エ 受講環境の整備と配慮

(ア) 受講者のライフスタイルに合わせ、受講しやすい時間帯を設定すること。なお、欠席者等が一定期間、講義動画を視聴できるバックアップ体制を構築すること。また、講義時間外においても、課題等に対する質疑応答やフォローアップが可能な体制を確保すること。

(イ) 自宅に受講環境がない受講者に対し、学習用パソコンやWi-Fiルーター等の機材一式を無償貸与し、その運用管理（故障・紛失時の対応を含む）を行うこと（※通信費を含む機材費等一式も契約金額に含む）。

オ 資料の作成及び配布、動画配信等、当日の運営等にあたり必要なものの一切を行うこと。

カ 就労機会の提供

(ア) 円滑な就労実現を図るため、受注者から受講者に対して、実践経験を積むための就業体験（インターンシップ）やOJT等の機会を設けること。

(イ) プログラム終了後の就労の実現を図るため、習得したデジタルスキルにより、(ア)とは別の形（自社での雇用、業務委託の発注、市内業者とマッチング（面談会や交流会の実施等））で、受講者の就労の実現を図ること。

(2) 広報物の制作

本事業の目的、支援内容、事前説明会の案内等を網羅したチラシ及びパンフレットのデザイン及び作成を行うこと。

(3) 効果測定及び事業記録

ア アンケートの実施

受講者に対し、事後アンケートを行い、その結果を集計すること（設問内容等については、発注者と事前に協議すること）。

イ 追跡調査

受講者の就労状況等について、ヒアリング等を行い、その結果を集計すること。

ウ 活動記録の作成

事業の様子を記録用及び広報用として写真撮影すること。特に広報資料への掲載を念頭に置いた写真を撮影すること。

(4) その他

ア 受注者は、業務の進捗状況等を定期的に発注者に報告するほか、発注者との打合せを必要に応じ適宜行うこと。

イ 業務の実施に必要な経費（旅費、資料作成費等を含む）は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。

ウ 業務の実施に当たり、打ち合わせた結果は記録簿等にとりまとめ、速やかに発注者に提出して了解を得ること。また、発注者に本業務に係る協議及び検討資料の提出を求められたときは、これに応じること。

エ 業務の実施に際しては、関係法令を遵守し、業務に必要な関係官庁への申請及び届出は受注者が行うこと。

オ 受注者は、業務と連携して行われる発注者の他の取組に協力すること。

カ 本事業に係る業務の遂行中に、受注者が発注者若しくは第三者に損害を与えた場合又は

第三者から損害を受けた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受注者の責任において処理解決するものとし、発注者は一切の責任を負わないものとする。

## 6 成果品

- (1) 本業務の成果品は次のとおりとし、業務期間末日までに納品すること。
  - ア 女性デジタル人材育成業務実施内容報告書（A 4判）
  - イ 受講者アンケート集計結果
  - ウ 受講者のプログラム受講後における就労状況が分かる資料
  - エ その他発注者が指示するもの
  - オ 上記ア～エの電子データ
- (2) 成果品の納入先は、福山市経済環境局経済部産業振興課とする。
- (3) 成果品の納品日は、発注者及び受注者双方協議のうえ、決定する。
- (4) 成果品は全て発注者に帰属することとし、受注者は発注者の承認を得ずに使用又は公表しないこと。

## 7 その他

- (1) 大規模事故や気象警報発生時等、発注者の判断により、事前説明会及び講座の一部又は全部を実施しないこともある。その場合は、発注者及び受注者双方協議のうえ、支払額を決定するものとする。
- (2) 本業務の履行に当たっては、契約約款及び本仕様書に基づき実施すること。なお、契約約款及び本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者及び受注者双方協議のうえ、実施すること。
- (3) 従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。
- (4) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (5) 本委託業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本成果品の制作に関与したものについて著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約すること。
- (6) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、発注者及び受注者双方協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。
- (7) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
- (8) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこととする。また、業務委託終了後も同様とする。
- (9) 発注者は、本業務を実施するうえで必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は責任をもって貸与資料の管理を行うとともに、業務完了後、速やかに返却すること。